

## 大学地域連携活動支援事業実施要領

### (目的)

**第1条** この要領は、学生の新しい発想や活力と大学等有する専門性を生かし、地域団体と連携しながら栃木県内の地域課題を解決する活動を支援することにより、大学等有する知の拠点機能（教育・研究・社会貢献）を充実させ、地域に貢献する実践的な人材育成や世代間交流を促進するとともに、地域への愛着や誇りを醸成し、地元定着を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 大学等    | 大学コンソーシアムとちぎを構成する県内高等教育機関                               |
| (2) 大学等設置者 | 大学等を設置した国立大学法人、学校法人等                                    |
| (3) 学生     | 大学等に在籍している学生  |
| (4) 地域団体   | 栃木県内の市町村、自治会、商店街組合、地域住民グループ、NPO法人、企業等であって地域の課題解決に取り組むもの |

### (実施期間)

**第3条** 本事業の実施期間は令和元（2019）年度から令和6（2024）年度までとする。  
2 本事業の支援期間は1年間とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、複数年度にわたる活動も可とする。

### (実施主体)

**第4条** 実施主体は大学等とする。

### (活動主体)

**第5条** 次に掲げる要件を全て満たすものとする。  
(1) 大学等のゼミナール（以下「ゼミ」という。）又は学生サークル、同好会若しくは任意の学生団体グループ（以下「学生グループ」という。）が活動主体であること。ただし、その一部に栃木県外に設置されている大学その他の高等教育機関のゼミ又は学生グループを含むことを妨げない。  
(2) 学生が活動主体の代表者であること。  
(3) 大学等の教員が指導教員として1名以上参画すること。

### (支援対象となる活動)

**第6条** 本事業で支援する活動は、学生が地域団体と連携しながら地域課題を解決する活動であり、かつ次に掲げる要件を全て満たすものとする。  
(1) 対象となる地域及び地域団体が特定されており、活動主体と地域団体との連携内容が明確であること。  
(2) 単発的、一過性の取組ではなく、年度を通して継続的に取り組むものであること。  
(3) 地域団体が主体的に参画し、活動の全体を通して学生との活発な交流・連携が期待されるものであること。  
2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本事業の目的に照らし知事が適当でないとする活動については、支援の対象としない。

### (支援内容)

**第7条** 県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、大学地域連携活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。  
2 補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げるものとする。

(事業計画書の提出)

**第8条** 活動主体の代表者は、大学地域連携活動支援事業事業計画書（別記様式第1号）を作成し、大学等設置者に提出するものとする。

2 前項の計画書の提出を受けた大学等設置者は、計画書の内容を審査の上、本事業の目的に照らして適当と認めるものを選定し、大学地域連携活動支援事業申請書（様式第1号）に選定した計画書を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(審査及び決定)

**第9条** 知事は、前条第2項に基づく申請書が提出された場合において、添付された計画書の内容を別表2の評価基準に照らして審査し、支援する活動を決定し、結果を（当該）大学等設置者に通知するものとする。

(報告会の開催)

**第10条** 県は、活動主体の相互交流を促進するとともに、活動の内容を深め、円滑な実施に資するため、報告会を開催する。

2 活動主体は、当該年度の成果について、活動地域での報告会を毎年度1回以上開催するものとする。

3 活動主体は、当該年度の成果について、活動主体以外の学生に対する報告会を毎年度1回以上開催することが望ましい。

(事業成果等の報告)

**第11条** 大学等設置者は、当該年度の成果について活動主体が作成した報告書（様式任意）を取りまとめ、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(その他)

**第12条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

**附 則**

この要領は、令和元（2019）年5月7日から適用する。

**附 則**

この要領は、令和4（2022）年4月21日から適用する。

別表 1 (第 7 条関係)

経費区分	内容及び基準等
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料
諸経費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、使用料及び賃借料
委託料	専門知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費 ※委託の金額が補助対象経費の50%を超える場合又は活動の中核に当たるとする場合は、補助対象外とする。

(備考) 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない。

- ・ 補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・ 食糧費
- ・ 備品購入費

別表 2 (第 9 条関係)

評価項目	評価基準
課題設定	・ 地域の現況を的確に把握し、課題設定されているか。
事業構築	・ 課題設定、成果目標、解決手法、地域への成果が一連のものとして構築されているか。 ・ 単発的、一過性の取組等ではなく、年度を通して継続的に取り組む活動内容であるか。 ・ 地域団体が活動の計画から実践、評価の段階まで全体を通して主体的に参画し、学生との活発な交流・連携が期待されるものとなっているか。 ・ 前年度以前から継続する活動については、これまでの活動成果の評価が適切に行われ、発展した活動内容となっているか。 ・ 活動地域及び活動主体以外の学生に対する成果報告会を開催するか。
事業効果	・ 地域課題の解決に向け、具体的な成果目標が設定されているか。 ・ 大学等有する知の拠点機能の充実に対する効果が見込まれるか。 ・ 活動を通して教育的効果が得られるか。
実現の可能性	・ 取組内容が、経費と照らし合わせ、妥当なものであり、実現可能な取組であるか。
継続性	・ 本事業の終了後も、地域の自主的な取組として継続が期待できるか。